

平成30年4月1日  
帝京科学大学学長裁定

## 帝京科学大学喫煙対策基本指針

帝京科学大学は、平成15年5月に施行された健康増進法の趣旨並びに本学の理念にある「いのちを学ぶキャンパス」を踏まえ、平成25年4月1日から大学敷地内における全面禁煙を実施しました。

また、受動喫煙防止に関する法令として、健康増進法のほか、平成17年に発効された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、平成26年に一部改正施行された労働安全衛生法などがあり、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け受動喫煙防止対策の強化が叫ばれるなか、大学における喫煙対策の更なる推進が必要不可欠となっています。

本学は、これらの社会情勢に鑑み、「帝京科学大学喫煙対策基本指針」を策定し、喫煙対策の基本理念を再確認した「帝京科学大学喫煙対策宣言」を表明するとともに、喫煙対策の実施のための基本原則となる「帝京科学大学喫煙対策基本方針」を明らかにし、継続的な喫煙対策活動を推進して行きます。

## 帝京科学大学喫煙対策宣言

帝京科学大学は、未成年者を含め、多くの人が集まる公共性の高い場であり、教育機関です。安全・安心、快適な教育研究環境を確保し、学生の健康増進を図るため、さらには、学生に喫煙習慣を身につけさせることなく社会に送り出すために、喫煙対策の推進に取り組んでいきます。

帝京科学大学は、喫煙・受動喫煙の被害から現在及び将来の世代を守るため、喫煙対策を推進し、たばこの害のない、いわゆる「スモークフリー社会」の実現に貢献することをここに宣言します。

## 帝京科学大学喫煙対策基本方針

### 1 喫煙対策の組織的推進について

- (1) 喫煙対策は、学生の理解と協力のもとに、大学全体で取り組む。
- (2) 喫煙対策推進組織を、千住キャンパス並びに東京西キャンパスに設置する。
- (3) 喫煙対策推進組織は、推進計画を策定し、各学部との協力を得ながら組織的に喫煙対策を推進する。

### 2 受動喫煙防止対策の推進について

- (1) 両キャンパスにおける敷地内全面禁煙を継続実施する。
  - ・ 対象者は、本学の学生とする。
  - ・ 両キャンパス及び付属施設を対象とし、建物内、駐車場内を含む敷地内全体とする。
- (2) 本学は、敷地外周辺での喫煙者に対し、周囲の人への受動喫煙に配慮するよう注意喚起を行う。

### 3 喫煙防止教育、啓発活動について

- (1) 本学は、学生に対し、喫煙防止教育及び受動喫煙防止に関する教育を行う。
- (2) 本学は、キャンパス内外に、喫煙対策に関する情報発信、啓発及び周知を行う。

### 4 禁煙支援について

保健室において、保健師並びに看護師が喫煙者に対する情報提供並びに禁煙相談及び禁煙支援を行う。

### 5 その他

#### (1) 地域との連携について

本学は、近隣町内会との情報・意見の交換を行うことで、大学の喫煙対策への理解と協力を得て、共に喫煙対策を進める。

#### (2) 社会情勢等の変化への対応について

本学は、法令改正や社会情勢の変化に対応し、対策を行う。

#### (3) 喫煙者の責務について

- ・ 喫煙者は、敷地外で喫煙する場合も喫煙ルールを守り、周囲の人に対して受動喫煙による健康被害を及ぼさないよう、格段の配慮をするものとする。
- ・ 喫煙者は、たばこの吸い殻の処分や火の始末などの防火対策をとるものとする。